

◎新潟県告示第206号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和2年2月28日

新潟県新潟地域振興局長

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
新潟県新潟市北区島見町字浜原1の22、1の410、1の412、1の415、1の416、1の418、1の419、1の421、  
1の434
- 2 保安林として指定された目的  
飛砂の防備
- 3 解除の理由  
港湾施設用地とするため